

- 内閣府では、「共生社会」を築いていくためのリーダーを養成するための「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施。平成23年度は、障害者関連分野において、日本青年9名をニュージーランドへ派遣するとともに、デンマーク、ニュージーランド及びドイツの青年リーダー計13名を日本に招へい。
- 警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を実施。
- 刑務所等矯正施設職員に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、手話、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進。

2 国際協力

我が国は、政府開発援助の基本方針の一つとして、障害のある人への配慮を含めた公平性の確保を掲げ、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備等の無償資金協力、研修員の受入れや専門家及び青年海外協力隊の派遣等の幅広い技術協力を実施している。

【主な施策等】

- 有償資金協力では、鉄道建設、空港建設等においてバリアフリー化を図った設計を行う等、障害のある人の利用に配慮した協力を行っている。平成23年度においては、8件の障害者配慮に関連した事業計画への援助を決定。無償資金協力では、障害のある人のためのリハビリテーション施設や職業訓練施設整備、移動用ミニバスの供与等の協力を実施。平成23年度においては、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、39件の障害者関連援助を NGO・教育機関・地方公共団体等に対し実施。
- 技術協力では、独立行政法人国際協力機構を通じて研修員の受入れや専門家の派遣等幅広い協力を実施。技術協力プロジェクトでは、ミャンマー「社会福祉行政官育成プロジェクト・フェーズ2」等を平成23年度

より開始。

- 日本の NGO の活動を通じた支援については、日本 NGO 連携無償資金協力により、平成23年度に11件の障害者関連事業に対し支援を実施。
国連障害者基金に対して継続的な拠出を行っており、平成23年度には約3万ドルを拠出。アジア太平洋地域への協力としては、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)に対し、日本エスカップ協力基金(JECF)を通じた活動支援を実施しており、平成23年度は、約8.5万ドルを支援。
- 障害者権利条約は、平成18年12月、第61回国連総会本会議においてコンセンサス採択。条約は、20年5月3日に発効。24年3月31日現在、締約国数は111か国。我が国は19年9月、本条約に署名。現在、障がい者制度改革推進本部及び推進会議の動きも踏まえながら、可能な限り早期の締結を目指しているところ。

■図表26 障害者権利条約（条文構成）

障害者権利条約 条文構成

（注：見出しは仮訳であり、今後の国会提出へ向けた作業において変更の可能性がある。）

前文	第25条	健康
第1条	第26条	リハビリテーション
第2条	第27条	労働及び雇用
第3条	第28条	相当な生活水準及び社会的な保障
第4条	第29条	政治的及び公的活動への参加
第5条	第30条	文化的な生活、レクリエーション、余暇 及びスポーツへの参加
第6条	第31条	統計及び資料の収集
第7条	第32条	国際協力
第8条	第33条	国内における実施及び監視
第9条	第34条	障害者の権利に関する委員会
第10条	第35条	締約国による報告
第11条	第36条	報告の検討
第12条	第37条	締約国と委員会との間の協力
第13条	第38条	委員会と他の機関との関係
第14条	第39条	委員会の報告
第15条	第40条	締約国会議
第16条	第41条	寄託
第17条	第42条	署名
第18条	第43条	拘束されることについての同意
第19条	第44条	地域的な統合のための機関
第20条	第45条	効力発生
第21条	第46条	留保
第22条	第47条	改正
第23条	第48条	廃棄
第24条	第49条	利用可能な様式
	第50条	正文
	末文	